

第三者行為の届出について(被保険者への制度周知)

1. 介護保険における「第三者行為による求償」

介護保険における第三者行為とは、第三者が起こした行為(交通事故や介護サービス提供時における事故等)が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化し、被害者が介護保険給付を受けることになった場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられます。このように、第三者が起こした行為が原因で保険者が受けた損害を填補するための求償行為を「第三者行為による求償」といいます。

介護保険では介護保険法第21条第1項の規定に基づき、第三者の行為が原因として行われた保険給付額を限度に保険者(清水町)は、被保険者が第三者(加害者)に対して有する損害賠償請求権を取得(請求権の代位取得)とされています。

2. 第三者行為によって介護保険が必要となった場合の被保険者側の手続き

平成28年4月1日から介護保険法施行規則が改正され、第三者の行為により介護給付等を受けることとなった場合、第一号被保険者は、第三者の氏名や被害の状況等を記載した届出を清水町へ提出することが義務づけられました。

(1) 提出書類

- ア. 第三者行為による傷病届
- イ. 交通事故証明書(自動車安全運転センター静岡県事務所で有償発行)
- ウ. 事故発生状況報告書
- エ. 念書
- オ. 誓約書

※第三者行為による求償事務は、被保険者が上記書類を保険者(清水町)へ提出することにより始まります。

※書類の提出は、第三者行為が原因で介護保険給付を受けることになった場合、すみやかに提出してください。

(2) 提出場所

清水町役場福祉介護課介護保険係へ提出してください。

※提出書類(イ.を除く)は別掲PDFをダウンロードしてご利用いただけます。

(3) その他

清水町へ提出された書類に基づき、第三者側(加害者・損害保険会社等)と清水町から委託された静岡県国民健康保険連合会が損害賠償の交渉を行います。

【参考】介護保険法・介護保険法施行規則

(損害賠償請求権)

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(第三者の行為による被害の届出)

第三十三条の二 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 届出に係る事実

二 第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

三 被害の状況